

第 79 号議案

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年品川区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額」を「零」に改め、同号アおよびイを削り、同項第 3 号中「アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額」を「零」に改め、同号アおよびイを削り、同条第 2 項中「。別表第 3 および別表第 4 において同じ」を削り、同条第 3 項中「（別表第 1 の C 階層の第 2 階層から D 階層の第 3 階層までおよび別表第 2 の C 階層の第 2 階層から D 階層の第 4 階層(1)までに属する世帯に限る。）」を削り、「当該特定被監護者等 1 人につき、別表第 3 に定める額」を「零」に改め、同条第 4 項を削る。

第 4 条を削る。

第 5 条中「規則で」を「区長が」に改め、同条を第 4 条とする。

付則第 2 項および第 3 項を削り、付則第 1 項の項番号を削る。

別表第 1 から別表第 4 までを削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、令和 7 年 9 月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年 8 月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

（説明）利用者負担額を無償化する必要がある。